

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）について 令和4年度版

1 概 要

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）は、新規就農する方に対し、就農してから経営が安定するまで最長3年間、12.5万円/月（150万円/年）を交付する制度です。

2 交付要件

制度を利用するためには、独立・自営就農時の年齢が**原則50歳未満**であり、次世代を担う農業者として強い意志を有していることに加え、**以下の要件を全て満たす**必要があります。

- ① 青年等就農計画の認定を受けていること
- ② 実質化された「人・農地プラン」に中心経営体として位置づけられているまたは、確実に位置づけられる予定であること
- ③ 農地の所有権か利用権を有していること
- ④ 主要な農業機械・施設を本人名義で所有しているか借りていること
- ⑤ 生産物や資材等を本人名義で出荷・取引すること
- ⑥ 経営収支を本人名義の通帳・帳簿で管理すること
- ⑦ 生活保護などの生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付・助成金等の交付を受けていないこと
- ⑧ 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること
- ⑨ 平成31年4月以降に農業経営を開始した者であること

《 制度利用を検討されるにあたって必ずご確認ください 》

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）は新規就農者にとって心強い制度ですが、一方で様々な制約もあることから農業への強い意志を持って取り組んでいただくことが必要です。制度の利用を検討されるにあたっては以下の点について必ずご確認ください。

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の申請に向けては、関係機関及び市担当者が面談を行い、就農計画作成の支援を行いますが、独立・就農後に経営を続け、目標を達成するためには就農者自身が農業経営に必要な知識と技術をしっかりと身につけていなければなりません。そのため、制度の利用については事前に十分な研修等を行った上でご検討ください。

資金交付開始後については、制度に定められた従事日数等の条件を守りながら経営を行い、半期ごとに就農状況を報告することが必要となります。また、資金については、計画に沿った農業経営が行えていないと判断された場合は交付中止や返還が求められます。加えて、交付期間の終了後においても、資金の交付を受けた期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合は、資金の返還が求められますので、制度をご検討の際は併せてご留意願います。

3 手続きの流れ

関係機関への相談及び面談

- ・市窓口へ相談
- ・関係機関及び市担当者との面談

就農に向けて必要な準備が整っている場合には、引き続き青年等就農計画作成の支援を行います。

認定新規就農者の認定申請

- ・青年等就農計画の提出
- ・相談会（関係機関及び市担当者との面談）への出席
- ・青年等就農計画の審査、認定

実質化された「人・農地プラン」への位置づけ

- ・地域の話し合いに参加
- ・中心経営体としての位置づけの承認

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の申請

ここまでに農地・農業機械・通帳等を揃え、全ての交付要件を満たした状態で申請を行います。

- ・新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の申請書類の提出
- ・関係機関等による面談の実施
- ・申請書類の審査、承認

資金の交付決定

4 交付要件に関する詳細

認定新規就農者の認定申請について

認定新規就農者になるためには、5年後の農業経営の目標をまとめた「青年等就農計画」を作成して市町村から認定を受けることが必要です。対象者は新たに農業経営を営もうとする下記に当てはまる方です。

- 1 青年等（原則18歳以上45歳未満）
- 2 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）
- 3 上記の者が役員の過半数を占める法人

※ 農業経営を開始して一定の期間（5年）を経過しない者を含む

認定の有効期間は5年です。土浦市における認定審査は年2回（例年6月、12月頃）実施しており、認定の基準となる5年後の農業経営目標として年間労働時間2,000時間程度、年間農業所得250万円が設定されています。

また、認定にあたっては、就農前の時点で、青年等就農計画において売上の過半を占める品目について、農家、農業法人、農業教育機関等において、通算期間が概ね1年以上であるとともに、年間150日間以上かつ年間1,200時間以上の実務研修又は実務経験が必要です。

「人・農地プラン」への位置づけについて

「人・農地プラン」は市町村の地域ごとに農業のあり方を定めたものです。中心経営体（担い手）に位置づけられるためには、青年等就農計画の認定後に経営を行う地域の「人・農地プラン」に関する話し合いに参加し、地域の担い手として承認を受ける必要があります。

農業経営開始時期と交付期間の関係について

資金の交付期間は**農業経営開始時期**（原則として1頁に記載された交付要件の③～⑤を満たした日のうち一番早い日）から最長3年間です。ただし、農業経営開始時期から経営開始型の申請が承認されるまでの期間について、交付期間としてみなされるのは申請の承認日から遡って1年間分までとなり、1年より前の期間は交付期間に含まれません。そのため、農業経営開始時期から経営開始型の申請承認日までの期間によって資金の交付期間は下記のとおり変動しますのでご注意ください。

農業経営開始時期から経営開始型の申請承認日までの期間	交付期間
1年以内	3年間
1年より長く2年以内	2年間
2年より長く3年以内	1年間

5 交付期間中の報告等

○ 就農状況報告書の提出（年2回）

7月と1月に、市に就農状況に関する報告書を提出します。添付書類として作業日誌、所得証明書等の写し、通帳及び帳簿の写し等の提出が必要となります。また、報告書の提出は資金交付終了後も必要となります。なお、就農状況報告書の提出ができない場合、資金は返還となります。

○ 就農状況確認（年2回）

年2回、関係機関で組織されたサポートチーム及び市の担当者等で面談を行い、ほ場の確認及び営農指導を実施します。

サポートチームについて

経営開始型を活用する新規就農者ごとに、「経営・技術」「営農資金」「農地」の各課題についてそれぞれ専属の担当者を選任し、サポートチームを構成します。サポートチームの担当者を窓口として各課題について相談できる体制を築きます。

6 交付される資金の額

・ 交付額については、以下のとおりとなります。

経営開始1～3年目：150万円（定額）

ただし、前年の世帯所得が600万円を超えた場合は交付停止となります。

また、交付は年2回、半期ごとに交付額の半額を交付します。交付時期は半期ごとの就農状況報告書の提出及び就農状況確認の実施後となります。

なお、交付を受けた資金については、毎年確定申告において農業収入の雑収入として収支内訳書に算入し、税務署に申告することが義務づけられております。

その他ご不明な点等は下記まで問い合わせ願います。

○問い合わせ： 土浦市産業経済部農林水産課 電話029-826-1111（内線2709）